

5 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 催 日 平成 28 年 5 月 12 日 (木)
- 2 開 催 場 所 新館 8 階 教育委員室
- 3 出席した委員 吉田委員長、森委員、坂元委員、廣岡委員、田淵教育長
- 4 出席した職員 諏訪教育総務部長、日浦教育指導部長、
平田教育総務部次長、谷池教育指導部次長、
小西教育総務部参事、大西教育指導部参事、
吉田教育総務課長、竹中学務課長、
野村社会教育・スポーツ振興課長、石川学校教育課長、
長瀬青少年育成課長、中田教育研究所長、
竹内中央図書館長、山野教育総務課副課長
- 5 傍 聴 者 3 人
- 6 議 事 の 要 旨
 - 開 会 午後 4 時 00 分
 - 会議録署名委員指名のこと
吉田委員長、坂元委員に決定
 - 4 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録 報 告 承 認 の 事 項
(事務局より会議録朗読報告)
承 認
 - 会議公開の可否決定のこと
全ての議事を公開することに決定

(専決報告)

- 1 加古川市社会教育推進員の解職及び委嘱について
(教育指導部次長から説明)

承認

- 2 加古川市社会教育推進員の解職及び委嘱について
(教育指導部次長から説明)

承認

- 3 加古川市少年愛護センター運営協議会委員の解職及び委嘱について
(教育指導部参事から説明)

承認

委員： 「委嘱」と「任命」の違いについて説明をお願いしたい。

委員： 「委嘱」や「解職」は、外部の方に対する用語であり、「任命」や「解任」は、本市教育委員会の職員に対する用語であると認識している。

委員： 資料には幼稚園長会の代表が記載されているが、小学校や中学校の関係者はどうなっているのか。

事務局： 委員の交代がなかったため、今回の議題の対象外となっているが、小学校及び中学校においては、それぞれ指導担当校長が委員として任命されている。なお、幼稚園長会代表である委員は、今回任期1年を残しての交代となる。

委員： 今後は組織全体の構成員を再度把握できるよう、資料として名簿等の添付をお願いしたい。

委員： 全ての委員に言えることであるが、特に教育委員会の職員から選出する委員については、2年間の任期を満了してもらえる方を選出してもらいたい。

事務局： 2年間継続して努めていただける方を推薦してもらえるよう、従前から関係団体等には働きかけているところであり、幼稚園長会に対してもそのように要望してきたところであるが、本協議会の役割や趣旨を考慮したところ、後任の委員が最も適任であるということで、幼稚園長会から改めて推薦があったため、任期途中での交代となった。

委員：4月や5月は年度当初ということもあり、各種委員等の交代に関する議案が毎年集中する時期であるが、そのような議案を通じて改めて各組織の目的を再確認し、それらの構成員がその目的に向かって邁進することができる体制・環境を整備するよう、事務局には努めてもらいたい。

4 加古川市少年補導委員の委嘱の取消について

(教育指導部参事から説明)

承認

委員：当該委員が委嘱を辞退した理由を教えてください。

事務局：少年補導委員としての活動頻度について、事前の説明と実際の状況とが大きく異なっていたことから辞退されたと聞いている。

委員：少年補導委員の皆様は、いつも子どもたちのために尽力いただき、本当にありがたく思っている。一方で、地域においては委員を引き受けていただけの方を探す苦労もあり、そのような中で今回のようなすれ違いが発生したと思われる。いずれにしても、事前の説明が不十分であった可能性があるため、今後は事務の進め方等についても再検討願いたい。

委員：少年補導委員の活動頻度については枠組みを決めるのではなく、各種行事の状況や地域の実情に応じて弾力的に運用していくことも重要ではないかと考える。ただ現実的に委員を引き受けていただけの方を探す段階ではある程度活動頻度を示す必要があることも理解できる。少年補導委員は、子どもたちの非行防止や健全な育成には欠かすことのできない職であるため、担当課には引き続き委員の確保に努めてもらいたい。

5 加古川市少年補導委員の解職について

(教育指導部参事から説明)

承認

事務局：非常に熱意を持った委員であったが、急な転居に伴い、解職することとなったものである。

6 加古川市少年補導委員の委嘱について

(教育指導部参事から説明)

承認

委員：町内会等が迅速に対応していただいたことにより、あまり期間を空けずに後任の委員を確保できたことは非常にありがたく思う。

(協議事項)

1 加古川市立図書館運営規則の一部改正について

(教育指導部次長から説明)

原案可決

委員：電子書籍について、概要を説明してもらいたい。

事務局：平成28年7月7日から、図書館のホームページを經由して電子的に書籍の貸出ができるようになるものであり、パソコンやスマートフォンで閲覧が可能となる。1人につき2点まで、2週間以内の貸出とし、今年度中には1,000点の電子書籍を蔵書する予定である。

委員：IDとパスワードさえ取得していれば、自宅に居ながらにして蔵書の閲覧が可能になるということである。

委員：館内には電子書籍閲覧用の端末は設置しているのか。

事務局：設置していない。館外からの利用を前提としたものである。

委員：電子図書館システムには「連携版」と「非連携版」があるということであるが、それぞれの特徴を教えてください。

事務局：「非連携版」は電子書籍専用のシステムであるが、「連携版」は紙媒体と電子書籍の両方に対応しているため、貸出状況や統計情報の一元管理が可能となっており、利用者にも利便性向上が見込まれる。

委員：電子書籍は実体を伴わないため、取り扱う蔵書は数量に制限なく貸し出すことが可能になるのか。

事務局：購入したライセンス数を上限としての貸出になる。サービス開始以降も、電子書籍の蔵書を増やしていきたいと考えているが、大手出版社が参画していないことや、新刊書が対象となりにくいことなど、様々な課題もある。

- 委員： 事前にライセンスを購入するよりも、実際に貸出し希望がある書籍について随時ライセンスを購入する方が、市民サービスの向上につながるのではないかと考えています。一度業者との調整も含めて検討してもらいたい。
- 事務局： 電子書籍は、紙媒体に比べて1点当たりの購入価格が高額となっている。8月頃までには800点程度の蔵書を予定しているが、利用状況等の実態を踏まえながら、今後電子書籍の有効活用のあり方について検討を進めていきたいと考えている。
- 委員： 電子書籍のPRを進めても提供体制が整っていなければ、なかなか普及が進まないように思う。契約内容の見直しも含め、他市に先駆けられた取組ができるよう検討を進めてほしい。
- 事務局： 蔵書予定の冊数については、近隣市との比較の中ではかなり多いものになると見込んでいる。
- 委員： 利用者の拡充を図るため、電子図書館開設に伴う期間限定キャンペーンの実施等を検討してみてもよいのではないかと考えている。
- 委員： 公立図書館では、電子書籍の導入について慎重に進めているところが多いとも聞いている。
- 委員： 積極的な利用が見込めそうな年齢層等について、何か考えはあるのか。
- 事務局： 現時点では利用ニーズ等に関する正確な分析はできていないが、妊婦の方や障がいがある方等、来館が困難な方に対して特に有用なサービスになるのではと考えている。
- 委員： 規則の文面上、貸出期間が2週間を超えた場合の自動返却についての表記は必要ないかと考えている。
- 事務局： 貸出期間中の返却も可能であることや、貸出期限を過ぎると自動的に閲覧できなくなることから、貸出期間の上限を定めるのみで十分であると考えている。

○ 次期定例教育委員会予定日のこと

6月2日（木）午後3時から開催することに決定

○ 教育委員諸報告

[吉田委員長から]

(1) 教育活動における鶴林寺の活用について

平成 28 年 6 月 2 日（木）に平岡東小学校の児童 150 人が地域学習の一環として鶴林寺を訪問する予定である。鶴林寺を教育活動に活用する場合、事前に依頼をもらえれば無料で開放することができるので、是非各校園長にその旨を伝えて積極的に活用してもらえればと考える。

[廣岡委員から]

(1) 第 40 回全国学校図書館研究大会神戸大会について

平成 28 年 8 月 8 日（月）から 10 日（水）まで、神戸のポートアイランド方面で開催され、私も分科会での講師やアドバイザーとして参加する予定である。学校現場の先生方を含め、学校図書館に関心のある方には是非参加してもらいたい。

○ 教育長諸報告

(1) 平成 28 年度市町組合教育委員会教育長会議について

平成 28 年 4 月 18 日（月）に兵庫県公館において開催され、「平成 28 年度 指導の重点」等に基づき、兵庫県における教育行政の今後の取組に関する説明等があった。

(2) 平成 28 年度近畿都市教育長協議会について

平成 28 年 4 月 21 日（木）から 2 日間に渡り、奈良県橿原市において開催された。講演に加え、京田辺市、四条畷市、葛城市の 3 市からそれぞれ特徴的な取組に関する事例発表が行われた。

(3) 平成 28 年度兵庫県都市教育長協議会について

平成 28 年 5 月 10 日（火）に開催された。今回は本市が当番市となっており、新館 10 階大会議室を会場として、組み体操のあり方をはじめ、様々な議題に関する活発な意見交換が行われた。

○ 教育総務部長諸報告

(1) 「教育アクションプラン 2016【ダイジェスト版】」について

平成 28 年度の「教育アクションプラン 2016【ダイジェスト版】」が完成した。

委員：毎年度実施している「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の対象事業は、教育アクションプランの最重要取組事項に関連した事業を抽出してもらいたい。

事務局：今年度からその方針に沿って対象事業を選定する予定である。

(2) 熊本地震で被災した児童の受入状況について

平成 28 年 4 月 14 日（木）から発生した熊本地震で被災し、本市に避難した児童 1 名を市内小学校において、4 月 22 日（金）から 28 日（木）までの間、受入れを行った。（平成 28 年 4 月末現在）

委員：兵庫県教育委員会から熊本に対して職員が数名派遣されていると聞いている。状況についてわかる範囲で教えてもらいたい。

事務局：兵庫県教育委員会には、「震災・学校支援チーム（EARTH）」という組織が存在している。本市の教員も 2 名所属しており、4 月下旬に 4 日間熊本に滞在し、自治組織の運営支援や、学校再開に向けた登校準備、子どもたちの心のケアなどに尽力したと聞いている。

委員：本市において大規模な災害が発生した場合の対応については、どのような準備がなされているのか。

事務局：防災訓練については、各学校において毎年実施している。加えて、学校の体育館が災害時の避難所となることから「避難所運営マニュアル」を各校に配付しているところである。なお、避難所の運営については一義的には事務局職員が担うこととしており、避難所開設の際には迅速に職員を現地に派遣する体制としている。また小学校単位ではあるが、避難所開設訓練についても平成 28 年 1 月をもって完了している。

委員：避難所運営を事務局職員が担うということであるが、少なくとも年に 1 回は担当職員と校長の顔合わせの機会があってもよいのではと考える。

委員：社会教育施設はどのように活用されるのか。

事務局：公民館を自主避難所として活用することになる。

委員：今回の熊本地震では、実際に運営支援を担える職員数が当初の想定を大きく下回ったことから、障がい者の方の避難等を含め、様々な点において混乱が生じたと聞いている。その点については事務局としてどう考えているか。

事務局：訓練の際に組織的な対応が可能なのは、実際に災害が発生しておらず、関係する全職員が揃っているからという考えもある。本市において熊本地震と同規模の災害が発生した場合には、本来参集すべき職員が参集できない状況になる可能性は十分ある。その場合には、限られた職員数で臨機応変に対応する必要があると考えている。また、障がい者の避難については、福祉施設に協力をお願いすることになると考えているが、実際に災害が発生した場合にどこまで対応できるかについては、担当部局においても今後の課題として認識していると聞いている。

以上、2件について報告

○ 教育指導部長諸報告

(1) 「社会教育委員会議」の報告について

平成28年4月20日(水)に、第1回「社会教育委員会議」を開催した。

委員：資料として添付されている「加古川市立図書館のあり方についての提言書」は、教育委員会に対しての提言であると認識しているが、この提言を受けて、教育委員会の対応について協議する場が必要であると考えます。

委員：本日の部長報告は、第一報としてお伝えするものであり、後日何らかの形で教育委員会に対して提案があるものだと認識している。

(2) トライやる・ウィークの実施について

「トライやる・ウィーク(前期)」を、6月6日(月)から10日(金)まで、8中学校(加古川、中部、浜の宮、両荘、平岡、神吉、志方、陵南)で実施する。

(3) 修学旅行、自然学校、運動会等の日程について

幼・小・中・養護学校の修学旅行、自然学校、運動会等の日程が決定した。

委員：この度の熊本地震を踏まえ、修学旅行先の再検討が行われたということであるが、他市においては教育委員会から各学校に対して修学旅行の方針を指示したところもあると聞いている。この点について、事務局の考え方を説明してもらいたい。

事務局：修学旅行は、あくまでも学校が主体となり実施する行事であるため、事務局としては相談等には応じるが、最終的には学校長の判断によりその内容等が決定されるべきものであると考えている。

委員：修学旅行は、保護者の思いや子どもたちの思い、学校としての目的などが凝縮されて実施されるものである。教育委員会としては、それらを実現するためにどのような支援ができるかという点が重要であると考えており、学校の主体性を尊重する意味でも一律で基準を示すことは妥当ではないと考える。

委員：学校において修学旅行を企画する際には、どこで何を学ばせるかという目的をしっかりと整理した上で、宿泊先を含めた受け入れ側の方たちともそれを共有し、丁寧な準備を進めることにより、本当に価値のある旅行にしてもらいたいと考えている。そのような中、今回のように諸事情により急遽行先が変更となる場合については、旅行会社を含め、特に綿密な調整を相手方と進めてもらいたい。

(4) 学校園訪問の実施について

学校園訪問（前期）を6月1日（水）から実施する。

(5) 平成28年度研修講座について

平成28年度の加古川市教育研究所が実施する研修講座が決定した。

以上、5件について報告

○ 閉 会 午後5時30分